

主 要 支 援 機 関 に お け る 中 小 企 業 海 外 展 開 支 援 行 動 計 画

1.	日本貿易振興機構.....	1
2.	中小企業基盤整備機構.....	13
3.	商工組合中央金庫.....	17
4.	日本政策金融公庫.....	19
5.	日本貿易保険.....	21
6.	日本商工会議所.....	23
7.	全国商工会連合会.....	27
8.	全国中小企業団体中央会.....	31
9.	東京中小企業投資育成株式会社.....	33

中小企業海外展開支援の行動計画

平成 23 年 6 月 16 日

日本貿易振興機構

日本国内では、高度・先端技術を活用した高付加価値の生産・研究開発機能や本社・サービス機能に集中する一方で、多くの生産工程が海外に移転され、中小企業に大きな影響を与えている。また、3月11日に発生した東日本大震災は、特に被災地の中小企業にとって甚大な影響を与えている。

地域経済の再生、日本経済の再活性化のためには、日本企業が競争力のある分野において、その技術力、創造性、独自性等を梃子に新たな海外展開を図り、その成果を日本国内にフィードバックし、さらに日本経済の成長力を得なければならない。

そこで、ジェトロは内外のネットワークを活用しながら、海外展開により多くのコストと負担を求められる中小企業を中心に支援を行う。具体的には、アジア等新興国や欧米等先進国の市場情報や制度情報の提供、貿易相談、輸出促進支援、海外進出支援、在外日系企業の支援等を強化する。また、産業別のマーケティング情報などの提供体制を基盤に、貿易相談から商談支援までのさまざまなツールを持つジェトロの総合力を活かして、産業別体制を導入して徹底した支援を行う。その際には、地方自治体、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会などの経済団体や業界団体、中小企業基盤整備機構等とも連携を図りながら、実施していく。

＜具体的な取組＞

1. 中小企業の視点に立った情報提供

(1) ホームページ等の更なる充実・活用

ジェトロは、ホームページ上に世界各国の経済情報等をまとめた「J-FILE」を掲載しており、23年度は1,300万

件以上のアクセス数を目指す。

また、海外展開に必要な手続きや、失敗を防ぐためのポイントについて、中小企業にも分かりやすいQ & A方式による情報提供をホームページ上で行っている。23年度は更なる内容の充実を目指す。

(2) セミナー等による情報提供

ジェトロは、23年度、海外ビジネスに初めて取り組む中小企業に対して、海外の最新ビジネス情報等を伝えるセミナーを、日本全国で60回以上、開催する。このほか、地方自治体等からの要請を受けて、中小企業にとって有益な、海外の最新ビジネス情報等を伝えるセミナーを実施するほか、セミナーに参加できない中小企業向けにウェブサイトを通じた動画配信を実施する。

(3) 中小企業向けの冊子の作成

中小企業が膨大な量の調査資料の中から、必要な情報を簡単に抽出できるよう、ハンドブックを年間10種類作成する。

(4) 人材交流の強化

ジェトロは、22年12月21日に、金融庁、財務省、経済産業省が連名で発表した「本邦金融機関、国際協力銀行及び日本貿易振興機構等の連携による中堅・中小企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化」を踏まえ、23年4月1日より本邦金融機関より、職員の受け入れを開始した。

23年度中に、本邦金融機関25行より26名の職員を受け入れ、国内外事務所においてジェトロの業務に従事する。今後も随時受け入れる予定。これを踏まえて、ジェトロでは、従来の貿易投資相談機能に加え、受け入れる金融機関職員の有する金融の専門知識やネットワークなどを活用することで、情報提供体制を強化し、中小企業に対する海外展開支援をよ

り一層推進する。

(5) 海外拠点設立のために必要な情報の提供

中小企業が進出先として関心を持っている国・地域の都市約100カ所の投資コスト（賃金、地価、事務所賃料、通信費、税金、公共料金など）を調査し、ホームページで情報提供する。

(6) 海外展開に伴う、模倣品等事業環境問題への対策支援

ジェトロは、中小企業の海外展開の障害となっている諸問題について調査する。22年度は8名の中国ビジネス専門家からなる中国事業環境研究会を設置し、23年3月に報告書を公開した。

また、ジェトロは、中小企業を海外における知的財産の侵害から守るため、知的財産侵害状況調査や啓発セミナーを実施しており、23年度も引き続き、本活動を推進していく。

さらに、23年度には、海外展開を予定している、あるいは既に海外展開している中小企業のために、日本企業の模倣品・海賊版被害が最も深刻な中国における模倣品・商標先駆け登録問題に焦点を当て、その実態と対策についてアニメーション形式で分かりやすく解説したWEBコンテンツを作成する。

(7) サービス産業の海外展開支援

ジェトロ内に担当課を新たに設置し、関係部署との連携のもと、小売・流通、外食をはじめ、これまで内需中心に展開してきた我が国サービス産業の海外展開の支援を行う。具体的には、商圈・店舗情報などの基礎情報や企業ニーズの高い各国市場におけるポテンシャル・パートナー情報を収集する。また、これら収集した情報に加え、ジェトロの他の調査成果もあわせ、経営判断に必要な情報を提供するためのセミナー

を開催するとともに、ミッション派遣等を実施する。

(8) 商工中金との連携による支援

ジェトロは、23年2月に商工中金との間で合意した「業務協力に関する覚書」に基づき、商工中金と協力して海外展開を目指す国内中小企業を支援する。

(9) 支援企業の共有

ジェトロは、中小企業に対する支援措置を経済産業局および中小機構と共有し、中小企業に対する効率的な支援を図る。

2. 中小企業が目線に立ったコンサルティング

(1) 貿易投資相談

中小企業を中心とする日本企業の海外展開支援に関わる貿易投資相談23年度は48,000件以上（年平均値）対応する。

(2) アドバイザー等の配置の拡充

ジェトロは相談体制を強化するため、海外市場に詳しいアドバイザー等の人数を増強する。例えば、日本企業の投資の関心が高まっている中国・武漢とインド・チェンナイを含め、23年度、ジェトロは、260名以上のアドバイザー等を配置する。

また、ジェトロは、中小企業基盤整備機構、商工中金等とも連携し、幅広い中小企業の海外展開ニーズに対応していく。

(3) 海外進出に伴う情報提供

ジェトロは、海外進出準備のために短期の活動拠点が欲しい中小企業に対して、タイ（バンコク）、フィリピン（マニラ）、インド（ニューデリー、ムンバイ）、ベトナム（ハノイ）でオ

フィススペースとアドバイザー等によるコンサルティングサービスを提供する。

また、ジェトロは、中小企業が海外拠点の設置候補場所として関心のある国・地域の「工業団地データ集」を発行し、関係者に案内する。23年度はタイの工業団地データ集を作成し、ホームページに掲載する。

(4) 海外展開に伴う、法務、労務、税務、知的財産問題への対応

ジェトロは、海外の労務管理の専門家に関する情報を提供するとともに、東アジアや欧米の30事務所において、法律事務所・会計事務所とのリテイン契約を締結し、法務・労務・税務・知的財産に関する専門的な問題等について個別相談、セミナー、調査レポートの作成等を実施する。

ジェトロは海外において日本企業からの相談対応を23年度は10,000件以上実施し、知的財産に関わる相談対応を23年度は1,300件以上実施する。

また、リテイナーのレポートはウェブ掲載等にて中小企業に広く情報提供する。

3. 中小企業の視点に立ったビジネスマッチング支援

ジェトロは、中小企業を中心とする日本企業の海外展開支援に関し、23年度は、50,000件以上（年平均値）の商談を行うことを目標とする。

さらに、そのうちの9,000件以上（年平均値）で成約を目指すために以下の支援を行う。

(1) 輸出有望案件の支援

機械・部品、環境、伝統産品、日用品、ファッション（アパレル・テキスタイル）、農林水産物・食品の各分野の専門家

が、中小企業の製品や会社の状況にあわせて、マーケット・バイヤー情報の収集や海外見本市の随行、商談の立会い、最終的には契約締結まで一貫して支援する。23年度は専門家25名以上で対応する。

(2) 海外コーディネーターによる支援

ジェトロは、中小企業の海外での販路拡大および技術・デザイン等の提携における現地企業とのマッチングを支援するため、海外コーディネーター（農林水産・食品、ファッション・繊維、デザイン・地域伝統産品、コンテンツ、機械・部品）を22年度の36名から、23年度は50名以上に拡充する。

(3) 国内外の見本市や海外ミッション派遣等を通じた支援

①海外バイヤーの招聘

ジェトロは23年度に、海外から30回以上にわたり、100名以上のバイヤーを招聘する。

②海外見本市・商談会を通じた支援

23年度、ジェトロは50件以上の海外見本市に参加する。海外見本市の参加に際しては、年間を通じた出展支援計画を早期に策定し、ホームページ等で余裕をもった周知を行う。

③海外ミッションの派遣

23年度、ジェトロは海外市場開拓のためのミッションを12回以上、堅調な経済成長により所得が向上している新興国市場における海外投資のためのミッションを3回以上、合計15回以上派遣する。

(4) インターネットを活用した新規市場開拓支援

ジェトロは、中小企業のビジネスリスクを低減する観点から、ジェトロが開発したＴＴＰＰ（※）というシステムで、インターネットを活用した海外企業との商談支援の強化を図る。

また、J-m e s s e（見本市・展示会情報総合ウェブサイト）で、海外の見本市情報を幅広く発信する。J-m e s s eにおいてＡＰＥＣ域内の見本市情報を紹介し、日本の中小企業のＡＰＥＣ域内でのビジネス促進を図る。さらに、海外の大手ネットモール内に専用ページを設置し、同ページ内で中小企業が取り扱う商品を消費者に直接販売し、消費者動向を把握するモニタリング調査を実施する。

ＴＴＰＰ（※）：Trade Tie-up Promotion Program

２２年の新規登録件数は８，１４２件。２３年３月末時点のユーザー登録数は、５１，００４件（うち日本国内は２３，１２５件）、引き合い希望案件は２２，２５３件（うち日本国内は７，６１７件）。

(5) 「クールジャパン」への貢献

中間所得者層が急速に拡大し、今後の成長市場として期待できるアジアをはじめとする新興国や、全世界の発信拠点でもある欧米等の先進国の各市場を重点ターゲットとし、政府が推進する「クールジャパン」にも貢献し、海外展開を行う。

(6) 地域の中小企業群を支援

ジェトロは、国内外のネットワークをフルに活用し、日本国内の中小企業群と海外の有望企業群とのビジネス交流を支援する。２３年度は１４案件以上を実施し、各地域の中小企業群は、自らの強みを活かし、市場開拓、新製品開

発、技術交流等を進め、ひいては地域経済の活性化に寄与することが期待される。

(7) 在外公館との連携

ジェトロは海外において在外公館と連携しつつ、日本企業の海外展開を支援する。例えば、企業のPR活動の場として、大使・総領事公邸等の在外公館施設やジェトロの施設を活用し、商品展示会、セミナー開催等の支援を実施する。また、個別企業からの依頼内容に応じて、相手国政府への申し入れや現地要人等との人脈形成支援などを行う。

4. 東日本大震災を受けたジェットロの取組

(1)「緊急災害対策のための相談窓口」の設置

各国の輸入規制・国内の体制、放射線量測定検査機関等の相談に対応。

また、在日外資系企業向けには、雇用、休業補償の問題等の相談に英語で対応。

一相談件数542件（5月13日現在）

一 主な相談内容：各国の輸入規制・検査体制	6割
国内の検査機関	2割

(2) 国内企業向けの情報収集・提供

ホームページ上に緊急特集ページを作成し、各国の輸入規制、放射線量測定検査機関、サプライチェーンへの影響等を掲載。

－アクセス件数：８０万件（５月１６日現在）

一揭載国数：5 3 力国 2 地域（EU、台灣）

一掲載検査機関数：157機関

(国内47、海外25カ国110機関)

(3) 風評被害対策

①外国政府・産業界向け説明会の開催

日本政府と連携し、震災を受けた日本経済の現状や原発に関する最新情報等に関する説明会を国内外で開催。

【海外】

(既開催都市) 北京、ロンドン、上海、バンコク、ソウル、パリ、デュッセルドルフ、メキシコシティ、ミラノ、香港、シンガポール、ニューヨーク

(開催予定都市) ブリュッセル、カナダ国内5都市 等

【国内】東京（これまで2回実施）。関西でも実施予定。

②海外展示会における広報ブースの設置

ジェトロが参加予定の約50の海外展示会において、風評被害防止のためのパネルや映像等を活用した広報ブースを設置。

(主な参加予定の展示会)

中国国際工業博覧会（上海）、Food Taipei（台湾）、インターナショナルジュエリーショウ（香港）、ニューヨーク国際ギフトフェア（米）、フランクフルト・アンビエンテ（独・高級雑貨）、メゾン・エ・オブジェ（仏・高級雑貨）、上海AUTOMECHANICA（自動車部品）、BIO-EUROPE（独・ライフサイエンス）、MEDICA（独・医療機器）、CES（米・家電）など約50展示会に参加。

③招へい（ジャーナリスト、オピニオン・リーダー）

日本の現状を取材してもらい、正しい情報提供がなされるよう欧、米、アジア等地域から現地メディア等を招へい。自動車、デザイン、ファッション、コンテンツなど分野別で実施予定。

④外国関係機関への要請

国際会議等の適切な場を活用し、外国の関係機関に対して日本製品の各国における風評被害防止への協力を要請。アジアの貿易振興機関（21カ国・地域）の代表が一堂に会するアジア貿易振興フォーラム（ATPF）CEO会議（台湾）や日中知的財産権保護シンポジウム（広州）で既
に実施し、今後も積極的に行う。

（4）食品関連等輸出支援

風評被害の影響が大きい農林水産・食品関連産業において、業界団体や国内各地域からの要望を踏まえ、海外展示会出展やバイヤー招へい等の実施を通じて農林水産・食品輸出の商流・取引先維持のための各種支援を展開。また、輸出有望案件発掘支援事業において、新規市場開拓案件のみならず、震災・原発の影響で既輸出国での商流の中断を余儀なくされたが輸出に再挑戦しようとする案件も支援。

加えてその他の産業では、ジェトロが上海で運営するアジア・キャラバン事業常設展示場に、被災地支援を目的とした特設コーナーを設置。当該地域の中小企業の日用品、伝統産品等を展示し、中国市場開拓を支援。

（5）被災自治体の海外展開事業の支援

岩手、宮城、福島を中心とする自治体に対し、自治体自ら予定していながらも震災の影響で実施困難となった海外展開事業について、自治体と相談の上、ジェトロも予算的、人的リソースを投入し、1年間に亘ってその海外展開事業を支援。

（6）有料サービスの割引

直接被害を受けた中小事業者・中小企業団体、また、被災地（青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉）に立地して

間接被害を受けた中小事業者・中小企業団体、さらに震災による間接被害を受けた全国の中小農林水産事業者、中小食品関連事業者に対し、ジェトロメンバーズの年会費や、海外での調査サービス、ビジネスアポイントメント取得サービスなどジェトロが提供する有償サービスを無償または割引料金にて提供。

(7) 職員住宅の提供

江戸川台職員住宅（千葉県流山市）を被災地向け住宅として約１年間無償で流山市に提供。流山市と姉妹都市関係にある福島県相馬市の被災者１１世帯が入居。

中小企業海外展開支援の行動計画

平成23年6月15日
中小企業基盤整備機構

国内市場が縮小する一方で、アジアの新興国を中心に高い経済成長が続き急速に市場が拡大するなか、中小企業においても海外市場開拓への取組に対する関心は高まっている。

中小機構においては、従来から培ってきた、中小企業への経営支援のノウハウと支部組織のネットワークを最大限に活用し、海外展開を志向する企業に対する相談体制を強化するとともに、海外経験は少ないが潜在的な能力を有する中小企業を年間1000件掘り起こし、海外販路開拓の促進に努める。

ジェトロ等と連携した海外展示会や、海外バイヤーが集まる国内展示会への中小企業の出展にあたっては、出展前の研修やアドバイス、出展時の支援、出展後の商談成約までのアドバイス等、出展前後を含めた一貫支援を行い、海外企業と商談を行った中小企業数年間160社、商談件数年間363件、海外企業との成約件数（見込みを含む）を年間19件とし、海外販路開拓の取組を支援する。

海外展開を進めていく上では、グローバルな視点を持つ人材が必要不可欠であるが、中小企業においては、そうした人材が特に不足していることから、商工会、商工会議所、金融機関等と連携した海外展開セミナーを開催し、年間1900社への情報提供などを行う。また、中小企業大学校において、国際化研修等を実施し、人材育成の支援を行う。

1. 情報収集・相談

(1) 情報収集・提供

- ① 中小企業からの要望が多い業種（製品）や市場（国・地域）について、基本的市場情報等の一覧が可能なハンドブックをジェトロと共同して作成。
- ② 海外展開経験が少ない企業を念頭においた初心者向け海外展開ガイドブックや海外展開支援者向けマニュアルをジェトロと共同して作成。
- ③ 海外のビジネスや市場に詳しい海外販路開拓等の経営支援専門家を拡充。
- ④ 海外展開に係る情報収集・支援体制の強化のため、金融機関等と連携を強化。
- ⑤ 中小企業が進出又は取引を期待するアジア各国等の中小企業支援機関との連携強化を図り、支援機関同士の情報交流を促進。
- ⑥ 海外企業とのビジネスが円滑に進められるように、予め海外取引における代金回収や取引条件の設定等に関する相談対応を実施し、経営リスクを回避するよう注意喚起を実施。
- ⑦ 海外展開を目指す中小企業の情報を、他の支援機関と共有し、一貫した連携支援を実施。

(2) 相談体制ネットワーク

- ① 本部及び9支部において海外展開に係る相談体制を強化するため、海外販路開拓等の経営支援専門家を拡充。
- ② 農商工連携等の事業認定を受けている中小企業等に対し、海外販路開拓専門家等を活用し、フォローアップを実施。

2. 人材育成・確保

(1) 海外展開に必要な人材育成・確保

- ① 商工会・商工会議所、金融機関等との共催又は中小機構主催による海外展開セミナーや、海外展示会等に出展する中小企業向けの研修を開催。
- ② 中小企業大学校において、海外事業管理責任者を対象とした国際化研修や海外取引実務者等を対象とした契約実務・プレゼンテーション研修等を実施。
- ③ 日本貿易会等に登録されている海外ビジネスの専門家（OB人材）と中小企業のマッチングを行い、即戦力人材の確保を支援。

(2) 関係機関の人材育成

- ① 自治体、金融機関等の関係機関が行う職員研修に専門家等を派遣。

3. マーケティング

(1) 商品発掘・市場開拓

- ① 海外展開に取り組む農商工連携等の事業者に対して、専門家を活用して、市場ニーズに応じた商品の開発を支援するとともに、ジェトロ等と連携した海外展示会や、国内展示会への出展支援等を実施。
- ② 海外展開が単独で困難な中小企業に対して海外展開の機会を提供できるよう、中小企業団体やグループによる海外展開を支援。

(2) 国内展示会・ビジネスマッチング

- ① フードックス・ジャパン、東京インターナショナルギフトショーなど多くの海外バイヤーとの商談機会が期待される国内の国際見本市への出展を支援。
- ② 中小機構が主催する中小企業総合展に、海外の中小企業支援機関を通じて有力な海外企業に出展を誘致し、中小企業同士の交流・商談を促進。

(3) 海外展示会・ビジネスマッチング

- ① ジェトロとの情報共有により、早期に支援展示会の計画を策定・周知し、支援企業を募集。なお、中小企業のニーズの高いものについては、支援計画に追加するなど柔軟な出展支援を実施。

(4) インターネット活用

- ① インターネットによる国際取引の支援として、取引に必要な知識やノウハウ、トラブル回避策等について、海外販路開拓支援専門家等による情報提供・相談を実施。
- ② インターネットを活用した海外企業との商談を支援するため、検索エンジンを活用したテストマーケティング等を実施。

商工中金の中小企業海外展開支援の行動計画

平成23年5月
商工組合中央金庫

1. 情報収集・相談

- (1) 国内外の営業店事務所103カ所に設置した海外展開サポートデスクを通じた相談対応を年間約3,000件行なう。
- (2) 公的機関の海外展開支援施策のパンフレット等を国内外の営業店事務所103カ所に設置するとともに、営業時に顧客に対する施策の周知活動を行なう。
- (3) ジェトロ、日本貿易保険、中小機構等、協力機関との連携を深め、幅広い中小企業の海外展開ニーズに対応していく。

2. 人材の育成・確保

営業店職員の海外実査の機会を従来以上に増やし、現地での顧客サポートを強化するとともに、海外の知見を深め、国際分野における人材育成を図る。

3. 資金調達支援

- (1) 海外提携機関との連携を強化するなど、現地での資金調達円滑化をサポートしていく。

- (2) 成長戦略総合支援プログラム（＊）も活用し、海外展開支援貸出を積極的に行なう。

＊ 成長戦略総合支援プログラム

政府が掲げる「新成長戦略」「産業構造ビジョン２０１０」及び、日本銀行の「成長基盤強化に向けた取組み」を受けて、成長戦略分野で成長を目指す中小企業等の皆様の成長戦略策定や金融面での支援、本部ソリューション、各種コンサルティングにより計画実現をサポートする当金庫独自の総合支援プログラム。

中小企業海外展開支援の行動計画

平成23年6月
日本政策金融公庫

1. 平成23年度の行動計画

(1) 資金支援

中小企業者の海外展開事業支援のため必要となる資金については、特別貸付制度「海外展開資金」を活用しつつ支援を行う。

同資金については、対象要件や利用条件といった制度拡充等の内容を踏まえつつ、中小企業者のニーズに積極的に対応していく。

(2) 外部機関との連携・情報提供

海外展開に関する多岐に渡る課題解決支援のため、外部機関と連携しつつ、次に掲げる情報提供支援を行う。

- ①ジェトロ、中小機構と連携した「海外展開セミナー」の実施（25回）
- ②投資アドバイザーの活用
- ③顧客の海外データの整備とメルマガ等での情報発信（顧客のネットワーク化）
- ④海外取引先交流会の開催 等

(3) 組織体制

既存のバンコク駐在員事務所に加え、新たに中華人民共和国上海市に駐在員事務所を開設し、市場や投資環境、ビジネス上の規制等の現地情報の収集・活用体制の強化を図ることにより、海外進出を検討している中小企業者に対し、

投資判断に必要な情報の提供を行う。

また、既に進出している中小企業者についても、経営改善等に資する情報提供支援を行う他、現地日系企業等とのネットワークを活用し、海外取引先交流会及びセミナーの開催等による支援を行う。

2. 中期行動計画

(1) 資金支援

中小企業者の海外展開にかかる資金ニーズに一層きめ細かく対応していくため、既存制度の更なる拡充や新たな金融スキームについて検討を行う。

(2) 外部機関との連携・体制の維持強化

外部機関との連携については、23 年度の取組みを継続するとともに、実施状況を踏まえ、適宜必要な見直しを行う他、中小企業者の海外進出に資する現地情報の収集・活用体制の一層の強化を図る。

中小企業海外展開支援にかかる行動計画

平成23年6月

独立行政法人 日本貿易保険

日本貿易保険はこれまで、中小企業の海外市場への挑戦を積極的に支援するため、中小企業のニーズ踏まえ以下のような対策を実施し、積極的なサポートを行っている。

- ① 中小企業輸出代金保険の創設：平成17年4月
- ② 海外取引先の信用調査費用の一部無料化：平成20年度より継続実施中
- ③ 商工中金との業務協力覚書締結及び付保輸出債代金権譲渡担保融資スキームの創設：平成22年4月
- ④ 東京商工会議所との業務協力覚書締結及び同会議所主催のセミナー・商談会への講師派遣：平成22年6月
- ⑤ メガバンク3行との業務協力覚書締結、および付保輸出代金債権買取スキームの創設：平成23年3月
- ⑥ 中小企業向け貿易保険セミナーおよび個別相談会の実施

こうした取り組みを踏まえ、23年度以降、以下の対策を実施することとする。

1. 平成23年度行動計画

(1) 関係機関との連携

- ① 商工中金スキーム/メガバンク3行との協力体制を強化するとともに、こうした連携スキームの更なる積極的な展開を行う。
- ② その他外部関係各機関との連携、および輸出代金債権流動化にかかるスキームの構築を検討する。

(2) 広報・普及

- ① 中小企業向け貿易保険セミナーおよび個別相談会を年間 8 回程度開催するとともに、中小企業関係機関等が主催するセミナー等に講師を年間 10 回程度派遣する。
- ② ホームページに中小企業向けサイトを新設するなど中小企業向けの広報活動を強化する。

(3) 商品性の改善

中小企業向けの貿易保険商品の改善を検討するとともに、同貿易保険商品の更なる積極的な普及・PR に努める。

(4) 震災対応

- ① 被災企業を対象として、当面の間、保険契約諸手続の猶予、被保険者義務の猶予・減免、被保険者の経済的負担の減免を実施する。
- ② 放射能汚染に関する風評被害を受けて、保険契約締結時には存在しなかった新たな規制が輸入国で導入されたことなどにより、輸出者に損失が生じた場合について、貿易保険の填補対象として取扱う。
- ③ 新たな相談窓口を設け、東日本大震災を受けた貿易取引等に関する相談に広く対応する。

(5) その他

海外取引先の信用調査費用の一部無料化を継続実施する。

2. 中期行動計画

24 年度以降も、平成 23 年度に実施する関係機関との連携強化や対策を引き続き実施するとともに、実施状況を踏まえ、必要な見直しや改善を行うこととする。

中小企業海外展開支援の行動計画

平成23年6月
日本商工会議所

1. 情報収集・相談

- ① 中小企業支援機関（ジェトロ等）や在外日本人商工会議所と連携した中小企業の海外展開支援策の検討・実施。
 - ・ 各地商工会議所において中小企業に海外展開の必要性を気づかせる「国際展開気づきセミナー」（仮称）を開催。
 - ・ ASEAN日本人商工会議所連合会関連会議への参加により、日商と同連合会との中小企業国際化支援についての協力関係構築。
- ② 日商ホームページ「中小企業国際化支援ナビゲーター」による情報提供の充実。（中小企業国際化事例選及び各地商工会議所の支援活動事例選、有力海外見本市情報、支援機関の各種事業の最新情報や取引情報の提供等）
- ③ 海外ビジネス初心者の中小企業を対象に、海外ビジネスの心構えや貿易実務の流れおよび支援機関の相談窓口等を紹介したガイドブック作成。（東京商工会議所）
- ④ 各地商工会議所の「海外展開支援窓口」にて無料相談会および個別相談を実施。必要に応じジェトロ等他の中小企業支援機関と連携をとって支援。
- ⑤ 国内および海外での実践的な支援を行うため、「国際展開支援アドバイザー制度」（仮称）を創設（東京商工会議所）。公的支援機関では対応が難しい個別企業の事業活動を、在外日本人商工会議所とのネットワークを活用した支援を検討・実施。今後、必要な予算措置を要望していく。
- ⑥ 在外日本人商工会議所、外国商工会議所、在日外国公館、現地政府とのさらなる連携促進・協力体制の構築。（担当者のデータベースづくり等）

2. マーケティング

- ① アジア等振興地域を中心とする経済・ビジネス交流の強化。
 - ・ 大型経済ミッション派遣
 - ・ 中国への中小企業の進出支援（見本市実務型ミッション派遣、共催投資セミナー実施等）
 - ・ 日韓、日台経済交流の促進
 - ・ 世界商工会議所大会等への参画
- ② 海外展開の経験が少ない企業を中心に、海外展開への「気づき」を目的とした実務型ミッション派遣。
- ③ 二国間経済委員会会議等に合わせた中小企業参加プログラムの実施。
- ④ 各国の投資セミナー、ビジネスセミナーの開催。

3. 人材の育成・確保

- ① 各地商工会議所職員・経営指導員向け研修の実施。（年2回）
- ② ウェブを活用した留学生採用支援事業についての情報提供。
（東京商工会議所の求人情報掲示板サイト「就職じゃぱん」）

4. 貿易投資環境の改善

「各国・地域における貿易・投資上の問題点と要望事項」のアンケート調査を実施し、二国間経済委員会等の活動や在外日本人商工会議所の活動支援を通じて中小企業の国際ビジネス支援を行う。

5. 経済連携協定の推進

- ① 経済連携協定の推進を図るための調査研究、政府への要望等。
（ＴＰＰに関する提言・要望等）
- ② 説明会等を通じた経済連携協定の理解・普及・活用の促進。
（日印ＥＰＡセミナー、日ペルーＥＰＡセミナーの開催等）
- ③ 新規に発効が見込まれるＥＰＡ（インド、ペルー）の特定原

産地証明書発給体制の構築。

- ④ 政府予算を活用した原産地証明情報の電子的閲覧システムの構築とシステム強化。(2011年度内)

6. APEC中小企業関連会合への参画

- ①APECを通じた中小企業の国際化支援

7. 非放射能汚染証明書による風評被害対策

- ①原子力発電所事故により、諸外国から放射能に汚染されていないことの証明書が商取引上要請されていることに対し、各地商工会議所では、その旨を記載した輸出者の自己宣誓書を信用補完する「サイン証明」で対応。

中小企業海外展開支援の行動計画の策定について

平成 23 年 5 月 9 日
全国商工会連合会

1. これまでの取組

(1) JAPAN ブランド育成支援事業（平成 16 年度～22 年度）

複数の中小企業等が連携して、地域にある優れた素材や技術等を活かし、その魅力をさらに高め、世界に通用するブランド力の確立を目指すことにより、地域中小企業の海外販路の拡大を図るとともに、地域経済の活性化及び地域中小企業の振興に寄与することを目的とした「JAPAN ブランド育成支援事業」（中小企業庁補助事業）を平成 16 年度から実施。

本会では各地の取組を側面的に支援するため、各プロジェクトの成果物に対する海外の消費者や専門家の意見や反応を収集し、市場性の調査などを行うテストマーケティングを実施した。

また、各プロジェクトのブランドやその成果である製品を紹介する展示商談会を実施した。

■テストマーケティング（過去 6 回）

平成 21 年 3 月 イタリア・ミラノ

平成 21 年 3 月 フランス・パリ

平成 21 年 11・12 月 アメリカ・ニューヨーク

平成 21 年 2 月 イタリア・ジェノバ

平成 22 年 10・11 月 イタリア・ローマ

平成 22 年 11・12 月 フランス・パリ

■展示商談会（過去 4 回）

平成 20 年 1 月 フランス・パリ

平成 20 年 1・2 月 アメリカ・ニューヨーク

平成 22 年 1 月 フランス・パリ

平成 23 年 1 月 フランス・パリ

（２）上海での販路開拓支援（平成 21 年度、22 年度）

成長著しい新興国の中でも中国は、日本と距離的に近い地理的優位性のほか、所得の向上、消費の拡大がなされており、また多くの人口と広い国土から今後の成長性が高いとされていることから、中小企業の海外進出ニーズが高いエリアとなっている。

そのため、平成 21 年度において日本商品の展示販売を上海で実施した。また、平成 22 年度には「上海万国博覧会」日本館イベントステージにおいて、地域の中小・小規模事業者の商品・技術をPRするとともに、上海市内の催事場において展示販売会を実施し、中国でとりわけ経済発展が進んでいる上海において日本商品の認知度向上を図った。また、継続的な取引を推進するため BtoB 商談会を開催し、中国市場における販路開拓を支援した。

■展示販売会

平成 22 年 3 月 中国・上海

平成 22 年 9 月 中国・上海

■BtoB 商談会

平成 22 年 3 月 中国・上海

平成 22 年 12 月 中国・上海

（３）海外事務所での活動（平成 8 年度～22 年度）

平成 8 年度にインドネシア・ジャカルタに海外事務所を開設し、主に東南アジアへの対外投資相談や日本からの投資ミッションの受け入れ、現地日系企業からの相談対応を行った。平成 15 年から場所を中国・上海に移転し、対中投資や現地日系企業からの相談対応、中国経済に関する情報発信等を行った。

2. 年度行動計画

(1) 上海にて常設店舗を開設・運営

平成 21 年度、22 年度に実施した展示即売会は好評であったが、商品認知・浸透の観点からは、期間が短いため継続的な販売が難しいとの課題が浮かび上がったことから、場所は引き続き急成長している中国経済を牽引している上海とし、日本の商品を長期間にわたり商品 PR 及び販売を行うことのできる仕組みを構築するために常設店舗を開設する。

また、当該店舗をキーステーションとして、店内イベントのほか新たな販路を開拓する営業支援を実施し、中国市場における販路開拓支援活動を推進する。

■上海常設店舗

開業予定：平成 23 年 9 月

出展場所：上海市泰康路

募集予定数：200 社（アイテム数により変動あり）

＜具体的施策＞

- ・ギフト展、新商品展等のバイヤー集客力の高いイベントを開催
- ・実演販売、工芸品の体験教室等の事業者 PR を目的としたスポットイベントの開催
- ・現地バイヤーに対するセールスレップ機能の強化（常時）

(2) 海外主要都市における展示・販売会への出展

他機関主催の海外主要都市で行われる展示・販売会と連携し、地域産品の PR 及び販路開拓支援を行う（年間 1 回）。

(3) 対外ビジネス相談への対応

中小企業の国際化支援のため、中小・小規模事業者等からの相談対応を行う。専門性の高い相談については、中小企業基盤整備機構と連携して、当該機構が実施している国際化ア

ドバイス事業等の制度紹介を行う。

3. 中長期行動計画

(1) 上海常設店舗の本格運営

平成 23 年度の経験及び実績を踏まえ、効率的・効果的な常設店舗の運営を実施する。店舗のブランド化を促進するとともに、地域産品のステータスを高め、中国市場における個々の商品のブランド力を向上させる役割を果たす。

＜具体的施策＞

- ・ギフト展、新商品展等のバイヤー集客力の高いイベントを開催（年間 1 回）
- ・実演販売、工芸品の体験教室等の事業者 P R を目的としたスポットイベントの開催（年間 2 回）
- ・現地バイヤーに対するセールスレップ機能の強化（常時）
- ・中国現地の流通店舗と連携した店外活動の実施（常時）

(2) 対外ビジネス相談への対応

中小・小規模事業者の国際化支援として、中小基盤整備機構やジェトロ等と連携し、現地情報の収集や提供等の支援を行う。

中小企業海外展開支援の行動計画

平成23年6月
全国中小企業団体中央会

I. 平成23年度の行動計画

1. 海外展開支援の基本

- (1) 海外との取引を共同で行うなど、複数の中小企業が集まって行う海外展開の取り組みを促進するため、事業協同組合の組織化等に係るアドバイス等を積極的に実施することを基本に支援を行う。
- (2) 海外展開支援は、都道府県中小企業団体中央会（都道府県中央会）の支援体制の実情を踏まえ、会員組合をはじめとする地域の中小企業のニーズを発掘しつつ行う。

2. 関係機関との連携

- (1) 日本貿易振興機構（ジェトロ）や中小企業基盤整備機構等の海外展開に関するノウハウや支援手段を持つ機関と積極的に連携し、中小企業や組合からの相談・支援ニーズをつなぐとともに、それらの機関の支援施策の情報を中小企業に広報・普及する。
- (2) 中小企業支援機関が行う海外展開に係るセミナー等についての情報を会員組合等に提供し、中小企業の海外展開に関する知識の向上に役立てる。

3. 情報の提供と相談・ニーズの発掘

- (1) 都道府県中央会（47）の事務所に、海外展開支援に関する各種施策情報のパンフレット等を配置して会員組合等に提供する。また7月を目途に、全国中小企業団体中央会（全国中央会）のホームページに海外展開支援コーナーを設けるとともにメール・マガジン等を活用し、展

示会の開催情報をはじめとする海外展開支援施策情報を都道府県中央会や組合に随時提供する。

- (2) 組合に出向く巡回相談や窓口相談等において、海外展開の取組事例の紹介や海外展開支援施策に関する情報の提供（１０００組合を目標）を積極的に行い、ニーズの発掘に取り組む。高度・専門的な課題については中小企業支援ネットワークの活用や専門機関の紹介によって対応する。都道府県中央会の支援体制の実情と必要に応じ、海外展開支援の窓口の設置あるいは担当者を配置する。
- (3) ８月を目途に、中央会の指導員を対象にして、海外展開支援を的確に行うための研修を実施する。

4. 組合等の海外展開支援

- (1) 産地組合等の組合が行う海外市場開拓の計画づくりとともに、実施にあたっての国や都道府県の助成事業の活用を支援する。
- (2) 都道府県等の姉妹都市提携等を活用した海外展示会や商談会の開催、海外現地視察等を支援する。
- (3) 海外展開や国際ビジネスをテーマにした研修会（「海外展開セミナー」等）を開催する。
- (4) 日韓業種別団体交流協力事業を通じて業種別団体間の交流とビジネスマッチングを支援する。

Ⅱ. 中期行動計画（平成２４年度以降）

２３年度に引き続き、複数の中小企業が集まって行う海外展開の取り組みを促進するため、事業協同組合の組織化等に係るアドバイス等を基本に支援を行う。

関係機関との連携、情報提供・相談、組合等の海外展開支援を引き続き実施するとともに、都道府県中小企業団体中央会の支援体制や会員組合をはじめとする地域の中小企業のニーズを踏まえた見直しや改善策についての検討を行う。

中小企業海外展開支援の行動計画

平成23年6月

東京中小企業投資育成株式会社

投資育成会社は、1963年以降、中小企業のホームドクターとして、経営の近代化、事業承継、経営権の安定化など、投資先中小企業が抱えるさまざまな経営課題について、投資先経営者の相談に乗り、一緒になってその解決にあたってきた。

中小企業にとって重要な課題である国際化についても同様に、東京、名古屋、大阪の各投資育成会社が相互により密接に連携を取りつつ、各関係機関とのネットワークも活用しながら、投資先中小企業の海外展開支援を行っていくこととする。

1. 年度行動計画（2011年度計画）

(1) 海外視察会 4回

投資先中小企業の直面する環境変化を踏まえ、アジアを中心に開催する予定。

(2) 海外セミナー、勉強会 40回

投資先中小企業以外にも対象を広げ、広く情報提供を行う。

(3) 個別相談 延べ 130件

ホームドクターとしてアドバイスを行うとともに、専門的な相談については、ジェトロ、中小機構等につなぎ、相談者の期待に応えられるよう適切な対応を行う。

(4) ジェトロ、中小機構との連携強化

上記(1)から(3)の実施に当たっては、両機関との連携により、より充実した内容のものを提供できるようにする。

また、東京中小企業投資育成株式会社からジェトロ（上海事務所）に出向している社員を活用し、より質の高い情報提供に努める。

(5) 海外展開関連のメルマガの配信増

3 投資育成会社合わせて約 4, 0 0 0 先の配信先に対し、月 2 回程度の情報発信を行う。

2. 中期行動計画

(1) 投資先と海外企業との情報交換会、商談会の開催。

海外視察会やセミナー、勉強会等の機会も有効活用しながら推進していく。

(2) 中国での進出投資先企業の現地赴任者の情報交換会の立ち上げに向けて情報収集を行う。

現在、3 投資育成会社のタイ進出投資先企業の現地赴任者を参加メンバーとして活動を行っている情報交換会（タイ SBIC ミーティング）をモデルにし、立ち上げの準備を行う。

(3) WEB サイト活用による投資先の取引拡大支援

投資先相互のビジネスマッチングを支援するインターネット WEB サイトを活用して、投資先企業の国内外の販売や調達ルートの拡大を支援する。

以上